

(報道発表資料)



令和6年10月25日
東山警察署
東山区社会福祉協議会
京都市東山区役所
〔地域力推進室振興担当〕
電話 075-561-9114

世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動

防犯機能付き電話機の配布

東山区では、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」における防犯の取組として、防犯カメラの設置の補助やセンサーライトの支給を進めてきました。

この度、取組を強化するため、近年高齢者を中心に自宅の固定電話をきっかけとする特殊詐欺が多発していることを受け、防犯機能付き電話機を高齢者世帯に支給します。

1 対象

東山区内に住所があり、実際にお住まいの70歳以上の方（以下、「対象者」という）

2 内容

防犯機能付き電話機（着信時に相手方への警告メッセージ再生機能、通話内容自動録音機能等の特殊詐欺被害防止機能を有した電話機）を対象者がおられる世帯のうち、希望者に1台支給します。

※ 本体1台と子機1台でFAX機能はありません。

3 申請期間

令和6年11月1日（金）～12月11日（水）

4 支給台数

20台

5 申請方法

「東山区防犯機能付き電話機支給申請書」に本人の居住地が確認できる書類の写し（マイナンバーカード等の身分証明書）を添えて提出してください。

申請の相談、申請様式の配布、申請の受付にお越しいただく場合は、12月11日（水）までの月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前9時～正午、午後1時～5時の間に、東山区総合庁舎2階地域力推進室にお越しください。お越しの際には事前に電話で訪問日時をお知らせください。申請様式は区ホームページ（下記参照）からダウンロードできます。

6 支給条件

- (1) 電話機の電話線コードがモジュラージャック(※)に対応していること
 - (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではない者であること
 - (3) 既に本市が別で実施する防犯機能付き電話機の支給を受けていないこと
 - (4) 「東山区防犯機能付き電話機支給事業実施要綱」を遵守すること
- ※要綱は区ホームページ（下記参照）からダウンロードできます。



※電話機コードの角型差込口の名称

7 支給の決定

申請の内容を審査のうえ、令和7年1月中旬を予定

※審査は対象者の年齢や世帯構成等を総合的に判断します。

8 経費負担

防犯機能付き電話機の支給は無償とします。ただし、次の各号に掲げる費用については、使用者が負担するものとします。

- (1) 使用に係る電気料、通話料及び電話番号表示サービス利用料
※N T T回線を御契約の方はナンバーディスプレイの使用料（月額440円）等が無償化されます（詳細はN T T西日本HPまたは同特殊詐欺対策ダイヤル0120-931-965まで）。
- (2) 破損、故障、不具合等に係る修理等に要する費用、その他維持管理等に要する費用

9 申請・お問合せ先

東山区役所地域力推進室（振興担当：竹内・山口）

〒605-8511 京都市東山区清水五丁目130番地の6

電 話：075-561-9114

F A X：075-541-7755

E-mail：higasimachi@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/page/0000332213.html

